

中小法人・
個人事業者
のための

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額

中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月 を支給します

給付額 2019年または2020年の基準月の売上-2021年の対象月の売上

給付対象 ※詳しくはホームページでご確認ください

①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

- ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること



相談窓口
0120-211-240
IP電話専用回線 03-6629-0479
月次支援金 検索
https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html
受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

給付対象の具体例

- | | |
|--|--|
| 対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する全国の事業者 | 左記事業者と取引がある全国の事業者
(他者を経由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む) |
| 1 日常的に訪れるお店
アパレルショップ、飲料や食品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など | 6 経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者 |
| 2 教育関連の事業者
学習塾、スポーツの習い事など | 7 システム開発などのITサービスを提供する事業者 |
| 3 医療・福祉関連の事業者
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など | 8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者 |
| 4 文化・娯楽関連の事業者
スポーツ施設、劇場、博物館など | 9 飲料や食品の卸売を行っている事業者 |
| 5 旅行関連の事業者
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど | 10 農業や漁業を営んでいる事業者 |

申請受付期間 7月分…2021年8月1日～9月30日 8月分…2021年9月1日～10月31日
9月分…2021年10月1日～11月30日

小規模事業者持続化補助金 <一般型> (令和元年度補正予算)

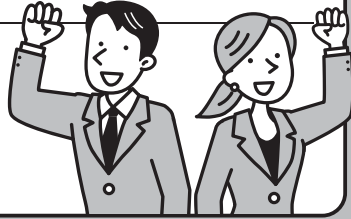
本補助金は、小規模事業者の皆さんが経営計画に基づいて取り組む販路開拓などの取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

受付締切	事業実施期間
第6回 2021年10月1日(金)	2022年7月31日(日)まで
第7回 2022年2月4日(金)	2022年11月30日(水)まで

※締切日当日消印有効

補助率 2/3以内 上限50万円
※一定の条件に該当すれば上限100万円

公募要領・申請様式は伊根町商工会HPをご覧ください
https://ine.kyoto-fsci.or.jp/
お問合せ：伊根町商工会 TEL 32-0302



日本政策金融公庫 経営改善貸付制度

マル経
融資



伊根町内中小企業者が、商工会経営指導を受け、商工会長の推薦を受けた方

融資対象者	※次のすべての条件を満たしていることが必要 ① 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業5人以下) ② 最近1年以上伊根町で事業を営んでいる事業所 ③ 原則6ヶ月以上商工会の経営指導を受けている事業所 ④ 所得税・法人税・事業税・町府民税のすべて完納している事業所 ⑤ 商工業者で日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種でない事業所	
資金用途	設備資金	運転資金
融資限度額	2,000万円	
保証人・担保	無担保・無保証人	
ご返済期間	10年以内 (据置期間:2年以内)	7年以内 (据置期間:1年以内)
年 利率	1.21% (令和3年9月1日現在)	
準備物	(個人) ・前年及び前々年の青色決算書(白色収支内訳書)及び申告書控 ・所得税、事業税の領収書又は納税証明書 ・決算後6ヶ月以上の場合には直近の試算表 ※必要に応じて、その他の書類を御準備いただくこともございます。	(法人) ・前年及び前々年の決算書及び申告書控 ・決算後6ヶ月以上の場合には直近の試算表 ・法人税、事業税の領収書又は納税証明書 ※必要に応じて、その他の書類を御準備いただくこともございます。

※審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。
※利率は金融情勢によって変化いたしますので、記載されている利率とは異なる場合がございます。
日本政策金融公庫 http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

小規模事業者持続化補助金 <低感染リスク型ビジネス枠>

小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組を支援するものです。

受付締切	事業実施期間
第4回 2021年11月10日(水)	2022年8月31日(水)まで
第5回 2022年1月12日(水)	2022年10月31日(月)まで
第6回 2022年3月9日(水)	2022年12月31日(土)まで

補助率 3/4以内 上限100万円

申請は、電子申請システム(jGrants)でのみ受け付けます。
入力については、申請者自身が、jGrants入力手引に従って作業してください。

【jGrantsホームページ】

https://www.jgrants-portal.go.jp/



近畿税理士会 税務相談センター開設

- 対象者…税理士または税理士法人の関与がない一般納税者の方。
- 開催予定…(時間はいずれも午後1時30分～午後4時30分)

開催場所	開催日
宮津納税協会	10/13(水)・11/10(水)・12/1(水)
与謝野町商工会	10/6(水)・11/24(水)・12/15(水)
伊根町商工会	12/8(水)・1/12(水)



問い合わせ先 松宮税務会計事務所(TEL 42-2948) / 宮津納税協会(TEL 22-4449)



必ずチェック 最低賃金 使用者も 労働者も

令和3年10月1日から
京都府最低賃金<時間額>

937円



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

日本政策金融公庫(国民生活事業)への事業資金のお申込は

「インターネット申込」が便利です!!

「インターネット申込」の3つのポイント

ポイント その1	お申込みはネットで完結! 来店・郵送は不要 郵送に比べお手続きがスピーディーに完了!
ポイント その2	24時間 365日いつでもお申込みが可能
ポイント その3	新たな機能を追加し利便性が向上 ●お申込み時に必要な書類はアップロードして提出することができます。 ●入力途中の情報を一時保存して、手続きを中断・再開することができます。

インターネット申込へのアクセス



メールアドレス登録→申込情報入力
→書類添付→申込完了→ご面談

※公庫ホームページからアクセスの場合は、
https://www.jfc.go.jp より
「各種申込・資料請求などオンラインサービス」→
「インターネット申込」→「国民生活事業(事業資金)」



インターネット申込
操作方法に関する
説明動画

JFC 日本政策金融公庫 へのご相談は事前予約を!

日本政策金融公庫 国民生活事業では、事業資金・教育資金のお申込及びご返済に関するご相談につきまして、事前にご予約をお願いしております。

お手持ちのスマートフォン・タブレットやパソコンで簡単予約!

日本公庫ホームページの「予約相談(国民生活事業)」にアクセスして下さい

